

## 4 災害査定等

### (1) 制度の概要

#### ア 復旧計画の樹立

被災地域の関係者は、農地等を復旧する場合の事業主体を定めることとなる。この際、復旧事業の規模が大きい又は高度の技術を要する復旧事業で、市町村では事業実施が困難な場合は、都道府県が事業主体となる場合もあるとされている（「災害復旧事業の解説」（全国農村振興技術連盟発行、農林水産省農村振興局整備部防災課監修）Ⅰ 災害総論 §4の5 復旧計画の樹立）。

#### イ 災害査定

災害復旧事業の事業費を決定するため、事業主体は、災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書等」という。）を災害発生後作成（農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）第1条の4）し、これに基づいて財務局（立会官）及び都道府県による立会いの下、地方農政局（災害査定官）の査定を受ける。その際、査定が円滑に進むよう計画概要書等の簡易要約版として、査定対象箇所の概要をまとめた災害野帳等を慣例的に作成することとされている。また、査定結果により申請内容に修正が生じた場合は、申請者が計画概要書等を朱書きで修正し、災害査定官及び立会官が修正内容を確認して署名すること（いわゆる朱入れ）により査定完了となる。

#### ウ 査定額速報・査定調書

農林水産省が当該年度に災害復旧事業を実施するための補正予算等の要求を行うに当たり、その時期や必要額等を検討するため、地方農政局は、査定後、5日以内に査定額速報を農村振興局に提出することとされている。また、災害復旧事業費を決定するため、地方農政局は、査定後、15日以内に査定調書を農村振興局に提出することとされている（「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農林水産省農村振興局長。以下「査定要領」という。）第11）。

### (2) 調査結果

#### ア 都道府県が事業主体となる場合の基準について

災害復旧事業の多くは、市町村が事業主体となっている。調査した都道府県においては、表4-①のとおり、混乱が生じないように、都道府県が事業主体となる場合の基準をあらかじめ定めている例がみられた一方、あらかじめ基準を明確にしていなかったため混乱が生じている例もみられた。

表 4-① 事業主体となる基準に関する都道府県の対応例等

<p>大規模で高度な技術を要する箇所について、都道府県が事業主体となって実施する基準を定めている。このため、実際の大規模災害時に、その一部を都道府県が実施したことにより、迅速な復旧につながった。</p>
<p>市町村は、災害復旧において高度な技術を要する箇所について、都道府県が事業主体となって実施してほしいと要望したが、過去の被害が甚大であった地域でも前例がないとの理由から断られた。</p>
<p>これに対して都道府県は、災害復旧事業は、基本的に市町村が事業主体となって実施すべきものであり、過去に同様の災害復旧事業の実績もある当該市町村において事業が実施できると判断したとしている。なお、都道府県ではあらかじめ基準を定めていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、表 4-②のとおり、事務の手戻りが発生しないよう、事業主体と関係者（都道府県、地方農政局等）の事前相談等による事務の効率化などの取組もみられた。

表 4-② 事業主体と関係者（都道府県、地方農政局等）の事前相談等により事務が効率化されているなどの例

<p>市町村では、切土法面崩壊施設（道路）の工法等の検討に当たって、国（地方農政局、財務局）及び都道府県と事前相談を実施することにより、国庫補助対象となる範囲を確認することができたため、申請関係作業の効率化が図られた。</p>
<p>市町村では、高額な農家負担が生じる棚田の災害復旧に当たり、地方農政局から農家負担抑制方策（被災法面の施設管理者変更）の提案があったため、一時断念せざるを得なかった棚田の復旧につながった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

#### イ デジタル化を見据えた査定等の見直し

災害復旧事業の査定については、実地査定と机上査定があり、基本は実地査定とされている。しかしながら、表 4-③のとおり、机上査定等において、感染症対策を契機として、WEB 会議システムを用いて効果的・効率的に実施している例や、同様の方法による災害査定を求める意見が聴かれた。一方、地方農政局においては、オンライン査定やタブレット端末の活用について、これまで利用していないことや情報セキュリティ上の課題などから消極的な意見も聴かれた。

表 4-③ ICT などを活用した災害査定等の例及び意見

<p>例 1 新型コロナウイルス感染症の影響を背景として、一部箇所の査定について、被災時の写真や、あらかじめ撮影した動画を活用してオンライン方式で実施していた。これについて、全ての箇所の査定にリモートで対応することは難しいが、動画を活用することは有効である。</p>
<p>例 2 災害査定後の変更に伴う農林水産省との協議に当たっての事前打合せを、従来は対面により行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響及び被災市町村の地理的条件を考慮して、オンライン方式により行った。移動日数・旅費が不要となり、従来の手続と比較して半分程度の期間で完了した。</p>
<p>意見 災害復旧事業の査定において、膨大な被災箇所の実地査定は国・都道府県・市町村にとって重い負担となっている。このため、少額案件を対象とする机上査定において、写真の撮影の仕方によっては、被災範囲の確認ができないなどの支障が生じていることを踏まえれば、リモート中継による査定は有効と考えられるため、検討してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

#### ウ 災害野帳作成の見直し

災害査定において慣例的に作成する災害野帳等について、事業主体は、概して、実地査定 of 効率的な受検のために必要としているものの、表 4-④のとおり、計画概要書等からの転記作業や印刷の負担が大きいとしている。一方、災害野帳の作成を自動化して効率化を図っている例がみられた。

表 4-④ 災害野帳の作成等に関する主な聴取結果

<p>災害野帳は、基本的には市町村（外部委託を含む。）が作成しているが、被災箇所が多く査定に間に合わない場合は、都道府県も分担して作成している。その作成作業は、計画概要書等のうち査定設計書の内容を転記するのみであり、1 か所当たりの作業時間は短い、全ての査定箇所について作成する必要があるため、都道府県としても負担に感じている。</p>
<p>災害野帳は、都道府県土連が自動作成しており負担は感じていないとしている。しかしながら、災害野帳に添付する図面（標準断面図、平面図、小運搬経路図、ブロック等の展開図等）については、それぞれの原本データを形式変換して出力し、貼り付ける必要があるため手間がかかる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

#### エ 災害査定時の修正作業の負担軽減

災害査定において申請内容に修正が生じた場合、災害査定官及び立会官からの修正の確認のため、事業主体には災害査定関係書類の速やかな修正が求められるが、表 4-⑤のとおり、事業主体は、概して、修正作業に負担を感じている。

これに対し、「必ずしも手書きで修正する必要はないが、査定内容を確認できる見え消し修正は有効な手段である。これまで実績はないが、タブレット端末等を用いて原本データを朱書きで修正しても支障はない」としている地方農政局がみられたが、市町村においては認識されておらず、修正作業を手書きで実施している状況が確認できた。

表 4-⑤ 災害査定時の修正作業に関する主な意見

災害復旧事業の査定を受けた事業主体は、申請内容に修正が生じた場合は、査定内容の修正等が正しく行われたか等を確認するため、計画概要書等や図面等に赤色鉛筆で手書きにより修正する必要があるとあり、修正がない場合も数値・内容等に誤りがないことを確認した印（「㊞」）を記載する必要がある。

当該作業は、査定後速やかに実施する必要があるとあり、場合によっては作業職員の応援のほか、業者や都道府県職員を巻き込み徹夜作業になるため負担が大きい。電子媒体による処理でも修正箇所・内容の確認は可能であるため、電子処理による修正を認めてほしい。

災害査定官及び立会官が各市町村を巡回して査定しているため、査定時に修正指示を受けた場合は、災害査定官等を巡回先まで訪問し、修正後の査定設計書の提出・説明等を行っており、その作業は深夜に及ぶこともある。

修正作業の必要性は理解しているものの、例えば、面積の変更に係る修正の場合、現在は面積に連動して変更した金額等を手書きで記載しているが、タブレット端末などで面積を変更すれば他の項目も全て自動で変更される仕組み等を導入してほしい。

（注）当省の調査結果による。

このような状況に対し、市町村等からは、災害査定関連業務も含め、災害復旧事業に必要な一連の情報をシステム上で管理することができれば業務効率化の余地があるとの意見があった。実際に、表 4-⑥のとおり、システムを活用して補助金申請業務の負担軽減を図っている例もみられた。

表 4-⑥ 補助金申請業務のシステム活用例

市町村では、都道府県が導入している災害補助申請システムを活用して、都道府県に必要なデータを送る独自のシステムが構築されている。同システムに、被災箇所の査定額を入力すれば金額計算などは自動計算できるため、容易に申請が可能となっている。

（注）当省の調査結果による。

また、現在、農林水産省においても、災害復旧事業全般のデジタル化の一環として、災害復旧に関する申請・報告業務の「eMAFF（農林水産省共通申請サービス）」への適用や、オンライン査定を可能とするシステムの導入を検討している。

## オ 査定額速報等について

査定要領において、地方農政局が作成することとされている査定額速報及び査定調書については、農林水産省において、査定額速報は当該年度に実施するための補正予算等の要求を行うに当たり、その時期の判断、必要額等の把握を目的として、また、査定調書は災害復旧事業費の決定を目的として求めている。また、地方農政局は、実態上、都道府県又は市町村の協力の下、査定額速報及び査定調書を作成・提出している。

しかしながら、査定額速報については、表 4-⑦のとおり、当該事務が形骸化している状況が確認できた。

表 4-⑦ 査定額速報及び査定調書の作成の実態

市町村等の実態（意見要望等）	地方農政局の実態
1 査定額速報及び査定調書は、地方農政局長から農村振興局長宛てに提出するものであるが、都道府県が作成している。提出までの期間が短く、作成に苦慮している。	1 査定額速報及び査定調書は、地方農政局長から農村振興局長へ提出しているが、提出に当たっては箇所別、査定班別、市町村別、都道府県別の集計結果が必要となるため、都道府県が作成した上で、地方農政局が確認している。
2 地方農政局に、査定後 5 日以内に査定額速報を、15 日以内に査定調書を提出する必要がある。査定額速報と査定調書は同一の内容であり、査定額速報の提出の必要性は疑問である。 大規模災害時においては、連日査定を行っており、5 日以内に速報版を提出するのは負担である。	2 査定要領に定められているため提出を必要としているが、査定額速報と査定調書は内容が一致しなければならないため、①速報版提出の時点で内容が確定している必要があること、②大規模災害時においては、査定額速報の提出が遅れて査定調書と一緒に提出されている実態があることから、査定額速報は省略の余地がある。

(注) 当省の調査結果による。

## カ その他負担軽減に資する取組について

上記のほか、表 4-⑧のとおり、地方農政局において、市町村等の事務負担の軽減が図られるよう、速やかに取り組まれているものや、全国展開が検討されている状況がみられた。

表 4-⑧ 市町村等の意見要望への地方農政局の取組

市町村等の意見要望	地方農政局の取組
<p>1 大規模災害時の災害復旧事業において、事業箇所ごとに1か所ずつ記載していた災害復旧事業補助計画書について、市町村単位でまとめて記載できるように地方農政局に求めたところ、簡素化が図られた。</p> <p>今後も大規模災害の際には、同様の対応としてほしい。</p>	<p>1 本件は、市町村によっては事業箇所が1,000件を超え、書類作成に多大な負担を強いることが確認されたことから、事務の効率化及び迅速化のため、市町村単位で一括して記載することとし、各事業箇所の詳細は、簡易な作成表の添付で可能としたものである。</p> <p>また、現在、通常災害時においても、災害復旧事業補助計画書について、地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料をもって代えることが可能となるよう、農林水産本省において検討中である。</p>
<p>2 補助金増高申請書類について、大規模災害時、地方農政局に負担軽減策について依頼した結果、簡素化が図られたが、必要な字切図及び耕作者名簿の作成等が負担である。</p>	<p>2 本件は、大規模災害時の補助金増高申請書類について、負担軽減の必要性が認められたことから、作成対象となる類似地区は代表箇所の抽出審査に簡素化した。被災都道府県からも事務負担軽減に係る相談があり、同一地区の類似の案件については、1件のみ抽出審査し、残りの案件を審査済みとした。</p> <p>また、その後、耕作者名簿の押印については廃止されたところであり、住所記載についても賦課台帳等で代替できるよう、令和3年11月29日付けで農林水産本省が発出した、「令和3年発生災害における補助率増高申請事務手続き等について」の事務連絡で周知を行った。</p>

(注) 当省の調査結果による。

一方、表 4-⑨のとおり、市町村と都道府県、又は市町村及び都道府県と地方農政局の認識の相違等により、結果として事務の円滑化に支障が生じている例や、表 4-⑩のとおり、市町村が災害査定基準が統一されていないと感じており、苦慮している例が見受けられた。

表 4-⑨ 認識の相違等により、事務の円滑化に支障が生じている例

市町村等の意見要望	地方農政局の認識等
<p>1 災害野帳は、印刷部数が多い上、インデックスを付す必要があるため、作成に手間がかかる。</p> <p>2 災害野帳は、降雨量表を添付する必要があるが、インターネット情報の転記は時間を要するため、インターネット情報そのものの添付でよいのではないか。</p>	<p>1 市町村によっては、インデックスを付すなどしているが、査定順に並べられていれば支障はなく、インデックスの貼付は求めている。</p> <p>2 降雨量表等のデータは、災害野帳以外に、被害報告や災害査定時において、事象確認として提示を求めることもあるが、インターネット情報のアドレスやコピーの提示で支障はなく、特定の様式の資料提出を求めているものではない。</p> <p>降雨量表に限らず、市町村によっては過去の慣例に倣い、あれもこれもと添付しなければならないと判断しているケースもあるのではないか。</p>
市町村の意見要望	都道府県の認識等
<p>3 都道府県に提出する「決定前施工届」及び「指令前着工届」は、施工箇所1か所ごとに作成・提出する様式となっているが、複数箇所の届出を同時に提出する場合は、複数箇所を1枚の様式にまとめて届出できる様式にしてほしい。</p>	<p>3 例えば、決定前施工届等において「別紙のとおり」として一覧表などを添付することも可能である。</p> <p>※ 本件は、当省の調査により、市町村における認識の誤りが判明したことから、都道府県（本庁）から出先機関に対して、決定前施工届等の様式は簡略化でき、市町村に周知するよう指示がされ、迅速な対応が図られている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑩ 市町村が災害査定の基準が統一されていないと感じており、苦慮している例

<p>頭首工の復旧事業において、原形復旧の原則により頭首工下流部の洗掘対策が認められなかったが、再び被害を受けた翌年の災害の際は、頭首工の復旧に加え、下流部の一部に護床ブロックを設置することが認められた。しかしながら、現在、洗掘対策が実施できず、護床ブロックを設置していない箇所は洗掘が進んでおり、頭首工の安定性の低下が懸念される。</p> <p>このようなことから、再被害防止の観点での復旧が認められる基準が分からず、再度被害を防ぐ設計を査定時に説明をしても、一部が過大設計とみなされ補助が減少するおそれもあることから、最低限の設計にとどめることが多い。</p> <p>復旧事業の際には、原形復旧の原則に再被害防止の観点での復旧も含めるなどの改善をしてほしい。</p>
---

豪雨災害により水田の畦畔（けいはん）が2か所（被災間隔は7m程度）崩壊したため、再度災害を防止する観点から、未被災部分も含めて一体として災害復旧事業による復旧を要望したものの、原形復旧の原則により認められなかった。当該未被災部分は、翌年の豪雨により畦畔が崩壊した。営農者にとっては被災の都度の休耕や、被災箇所付近を減反して耕作する必要があることから、一体的な復旧が望ましかった。

※ 上記例と同様の例については、今回調査対象とした市町村からは、「災害復旧事業として一体的に復旧することが認められる場合もある」としているほか、「発災の原因が未被災部分であり、そのまま放置すれば、以降の災害時の被災原因になり得る箇所について、機能向上に係る災害関連事業の活用を検討して申請したが、査定時に災害査定官から、「当該箇所は、被災原因を取り除く上で、必須の工事である」として災害復旧事業に変更された」とする例も確認された。

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、災害復旧に係る事務の負担軽減及び円滑化のためには、その実施に当たって、都道府県と市町村との役割分担や、三者（市町村・都道府県・地方農政局）の事前相談が有効であるが、現場実態からは十分になされていない状況が見受けられる。また、査定関係書類の作成や申請手続については、各市町村等により当該業務に係るシステム等の活用状況が異なっている。このため、農林水産省が主体となって、デジタル化の更なる推進はもとより、必要のない事務の廃止等による負担軽減に取り組む必要がある。

(所見)

したがって、農林水産省は、農地等の災害復旧に係る市町村等の事務の負担軽減及び円滑化の観点から、以下の措置を講ずること。

- ① 大規模災害時の事業規模が大きい又は高度・複雑な復旧事業の実施に当たって、その事業主体となる基準の明確化のための助言等の支援を行うこと。
- ② 災害復旧事業の実施に当たって、特に事業主体が判断に迷う案件については、リモート技術を活用するなどして、事前相談を実施することにより、可能な限り手戻りが生じないように申請関係作業の円滑化を図ること。
- ③ 現場実態を踏まえ、査定額速報などの形骸化している事務等を廃止すること。
- ④ 災害復旧事務全般のデジタル化も見据え、i) 災害野帳の作成の簡素化、ii) 災害査定時の関係書類の修正作業（いわゆる朱入れに伴う修正作業）の負担軽減、iii) 災害査定における新型コロナウイルス禍の対応にとどまらないリモート技術の活用、iv) 申請・報告業務のオンライン化などにより、更なる事務負担の軽減が図られるよう、農林水産省が主体となって、デジタル化を推進すること。
- ⑤ 市町村等との認識の相違が生じているものについては、事業主体に寄り添った対応を行うよう見直しを検討すること。

なお、現在、農林水産省において検討中の事項（補助金交付申請に係る災害復旧事業補助計画書の記載の簡素化）については、市町村等の負担軽減が図られるよう、早期に結論を得ること。